

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		産業振興会館の利用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市産業振興会館条例
条 項		第7条 第8条
所管部課		経済局 商工観光部 経済政策課 産業振興会館 (電話：048-652-6811)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の1のいずれかを満たし、2の全てに該当しないこと 1 利用者の範囲 (1) 市内に事業所を有する商工業者 (2) (1)に掲げる者により構成される団体 (3) 市内に住所を有する者で産業の振興を図る目的で施設等を利用しようとするもの (4) 市内に事務所を有する公共的団体 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者 2 利用の制限 (1) 会館の設置の目的に反するとき (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4) 会館の管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		